

D C 制度の環境整備

令和6年7月31日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

中小企業による私的年金の活用促進

ひと、暮らし、みらいのために



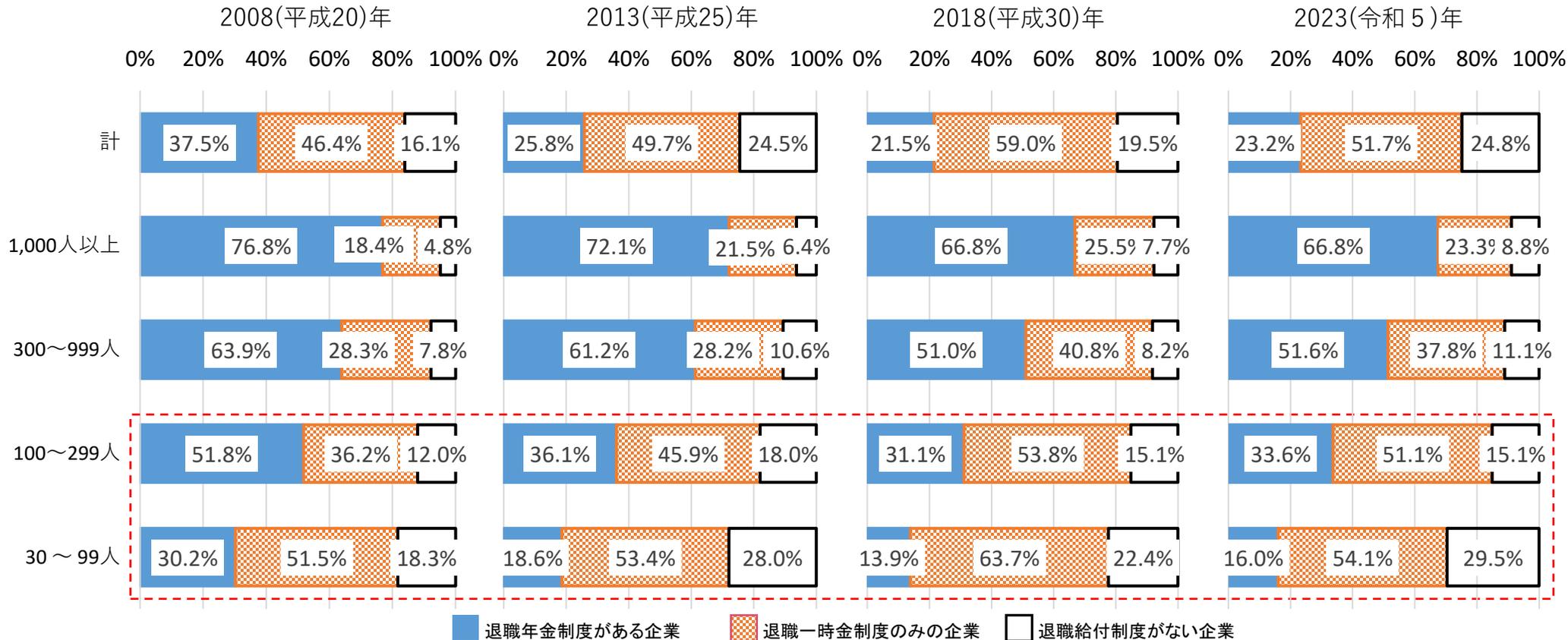
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

中小企業における私的年金の活用の状況と これまでの取組

企業年金の実施状況（従業員規模別）

○ 従業員規模が小さいほど退職年金制度の実施割合は低い。

<退職給付制度の実施状況(企業割合・規模別)>



(出所)厚生労働省「就労条件総合調査」を基に作成

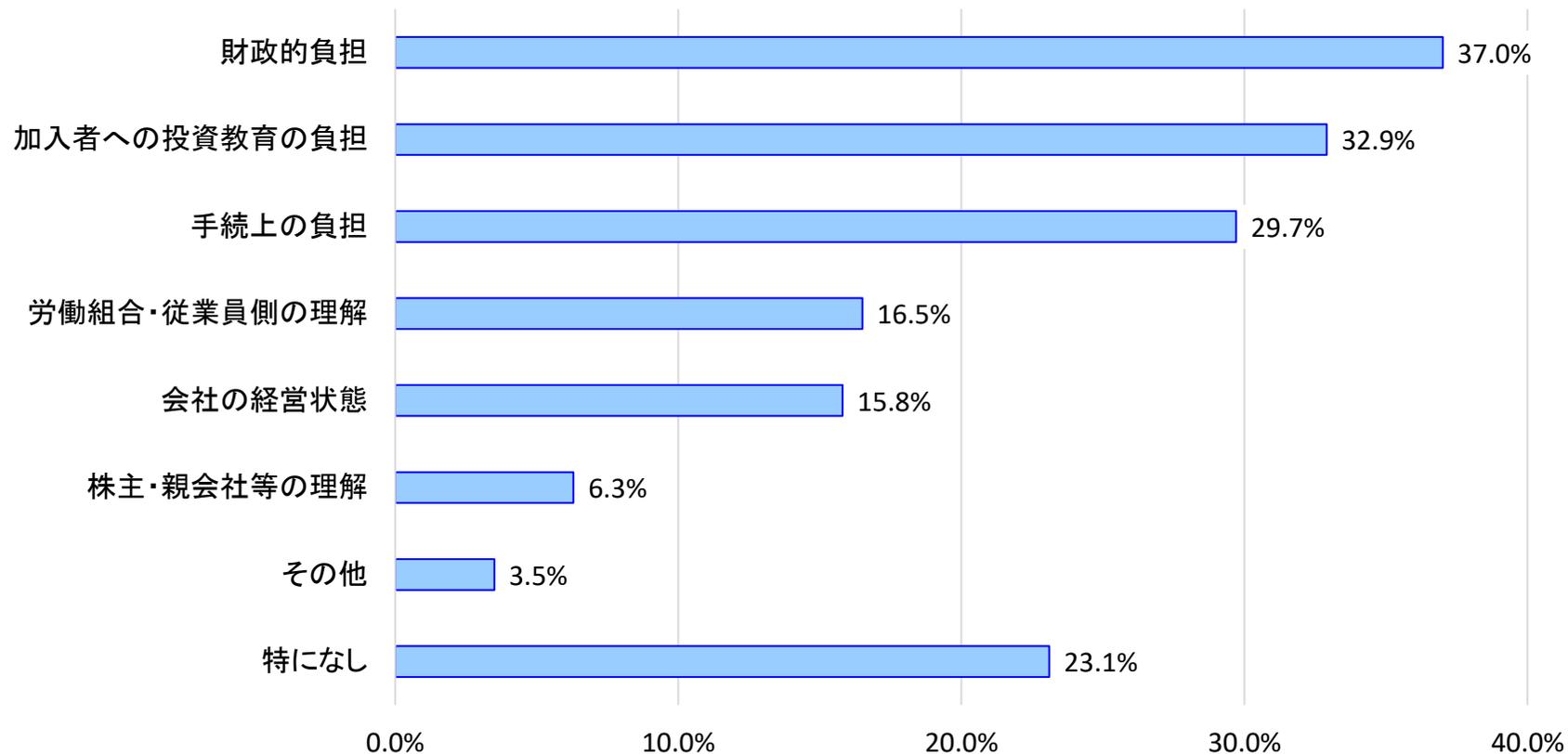
(注)1. 退職一時金制度とは、社内準備、中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度、その他をいう。

2. 退職年金制度とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、適格退職年金、確定拠出年金(企業型)、企業独自の年金をいう。

3. 2013年以前の調査はそれ以降と調査対象が異なる(2013年以前の調査は、調査対象を「常用労働者30人以上である会社組織の民間企業」としており、また、「複合サービス事業」を含まなかったが、2018年以降の調査は「常用労働者30人以上である民間企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)」とし、更に「複合サービス事業」を含めることとした。)

○ 企業型確定拠出年金の導入の障害や実施中の問題について尋ねたところ、「財政的負担」に次いで、「加入者への投資教育の負担」、「手続き上の負担」が挙げられている。

問 貴社(貴事業所)で企業型確定拠出年金を導入するとした場合の障害は何と考えますか。
実施中の場合も、問題があると感じておられる事項についてお答えください。



(出所) 年金シニアプラン総合研究機構 平成30年度研究報告書「私的年金の普及可能性に関する企業アンケート調査」(2018年)

※ 従業員51～500人の一般企業を対象。調査に回答した企業数はn = 316。

※ 「特になし」以外は複数回答が可能であるため、計は100%を超える。

企業年金の普及に向けた中小企業向けの取組

- 中小企業における企業年金の実施率は低いため、確定給付企業年金（DB）・確定拠出年金（DC）の各制度において、主に中小企業が取り組みやすいよう支援策を実施している。

		実施要件	負担軽減の概要
確定給付企業年金	受託保証型確定給付企業年金	<ul style="list-style-type: none"> ・資産額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれること（保険契約により、積立不足が発生しないことが確実に見込まれること） ・加入者数の規模による制限はないが、規約型に限る 	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便な方法による掛金・債務計算が可能 ・掛金計算の基礎を示した書類の提出不要 ・運用の基本方針の作成不要 ・事業報告書の一部事項の記載不要 ・貸借対照表、損益計算書の記載不要
	簡易な基準に基づく確定給付企業年金	<p>加入者数が500人未満</p> <p>※施行当初は300人未満、2010年より500人未満</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・簡便な方法による掛金・債務計算が可能 ・当分の間、年金数理に関する書類について、年金数理人の確認が不要
確定拠出年金	簡易型確定拠出年金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者となる者が300人以下 ※施行当初は100人以下、2020年より300人以下 ・すべての厚生年金被保険者を加入者とする 	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金額は定額 ・提供商品数は2本以上 ・加入者掛金の額は選択肢が1つでも可能 ・添付書類等の簡素化
	中小事業主掛金納付制度	<p>企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金）を実施しておらず、使用する厚生年金被保険者が300人以下の中小事業主</p> <p>※施行当初は100人以下、2020年より300人以下</p>	<p>従業員の老後の所得確保に向けた支援をiDeCoを活用して実施</p>

社会保障審議会 企業年金部会における議論の整理（抄）（平成27年1月16日 社会保障審議会企業年金部会）

2. 企業年金制度等の普及・拡大に向けた見直しの方向性

(1) 中小企業向けの取組

- 中小企業における企業年金の実施状況については、前述したとおり例えば従業員規模30～99人の企業の企業年金の実施率を見ると、18.6%（平成25年時点）と低い状況にある。また、平成26年4月に施行された「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号。以下「健全化法」。）により、中小事業の企業年金の実施率は更に低下する可能性があり、その受け皿の用意が急務となっている。
- このように、企業年金の実施率が低下傾向にあり、企業年金の普及・拡大を図る上では、中小事業が取り組みやすい制度設計が重要である。この点、中小事業については企業年金を実施する上での事務負担が大きな課題であると指摘されており、まずはこうした事務負担の点で取り組みやすい制度設計を検討することが必要である。
- このため、中小企業については以下の対策を講じることが適当である。
 - ① DB関係
 - ・健全化法の施行とあわせて実施が可能となった受託保証型DBについて、実施状況を踏まえつつ、更なる普及・拡大のため、関係機関と調整しつつ、手続の緩和等を進める。
 - ② DC関係
 - ・中小企業がDCを実施する場合、投資教育の負担が重いことから、投資教育について企業年金連合会や商工会議所など公的団体への事務委託を通じて共同実施することを可能とする。
 - ・手続等を簡素化するとともに、事務手続を金融機関が行うことを可能とする「簡易型DC制度」を創設する。
 - ・企業年金の実施が困難な中小企業において、企業年金を実施せずとも従業員福祉を行いやしくし、個人の老後所得保障を充実させる観点から、「個人型DCへの小規模事業主掛金納付制度」を創設する。

中小企業向け制度（簡易型DC・iDeCoプラス）の対象範囲の拡大

- 中小企業における企業年金の実施率は低下傾向にあることから、中小企業向けに設立手続を簡素化した「簡易型DC」や、企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる「中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）」について、制度を実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大。（令和2年10月1日施行）。

<見直し後>

簡易型DC

項目	簡易型	通常の企業型
制度の対象者	・適用対象者を厚生年金被保険者全員に固定 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は不可	・厚生年金被保険者 ※職種や年齢等によって加入是非の判断は可能
拠出額	・定額	・定額、定率、定額＋定率のいずれか選択
マッチング拠出	・選択肢は1つでも可	・2つ以上の額から選択
商品提供数	・2本以上35本以下	・3本以上35本以下

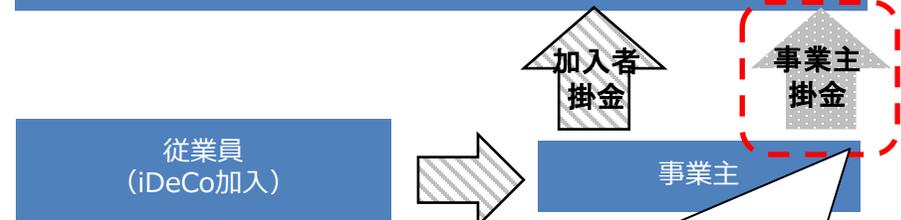
制度をパッケージ化することにより、

- ・ 導入時に必要な書類の簡素化
- ・ 規約変更時の承認事項の一部を届出事項に簡素化
- ・ 業務報告書の簡素化

中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

項目	内容
事業主の条件	・企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主 ※従業員とは厚生年金被保険者をいう
労使合意	・中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能

国民年金基金連合会（iDeCo実施機関）



【中小事業主掛金納付制度】
加入者掛金に追加で、事業主が掛金拠出

中小企業におけるDCの取組状況

○ 中小企業においては、いわゆる「総合型DC」の利用が増加していると考えられる。

		実施要件	負担軽減の概要	実績	1事業所あたりの平均加入者数
確定拠出年金	簡易型 確定拠出年金	<ul style="list-style-type: none"> 加入者となる者が300人以下 すべての厚生年金被保険者を加入者とする 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金額は定額 提供商品数は2本以上 加入者掛金の額は選択肢が1つでも可能 添付書類等の簡素化 	なし	—
	中小事業主 掛金納付制度	<ul style="list-style-type: none"> 企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金）を実施しておらず、使用する厚生年金被保険者が300人以下の中小事業主 	従業員の老後の所得確保に向けた支援をiDeCoを活用して実施	約7,400事業所 (約47,000人) (R6.3末時点)	約6人 (被保険者数ベースでは約13人)
	いわゆる 「総合型DC」	—	—	【推測値※】 約160規約 約27,000事業所 (約890,000人)	【推測値※】 約30人

※ いわゆる「総合型DC」の定義が定まっていない中で、2023年（令和5年）中に事業年度末が到来し、提出された「企業型年金に係る業務報告書」等を基に、1規約あたりの実施事業所数が100事業所以上であるものや「総合型」等の規約名称等を元に厚労省が調べたものであり、推測値である。

（参考）その他の退職給付制度の取組状況

総合型DB 実施事業所：約3.1万事業所、加入者数：約164万人（令和2年度末）

中小企業退職金共済制度 実施事業所：約55.5万事業所 加入被共済者数：約575.5万人（令和4年度末）

（参考）2022（令和4）年9月1日時点の規模別の厚生年金保険適用事業所数・被保険者数

	総数	～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人以上
事業所数 (%)	2,641,823か所 (100%)	2,588,034か所 (98.0%)	37,648か所 (1.4%)	7,296か所 (0.3%)	5,038か所 (0.2%)	3,807か所 (0.1%)
被保険者数 (%)	41,214,368人 (100%)	16,623,617人 (40.3%)	6,227,068人 (15.1%)	2,781,251人 (6.7%)	3,490,516人 (8.5%)	12,091,916人 (29.3%)

簡易型DC制度



簡易型DC制度についての本部会での議論

簡易型DC制度に係る経緯

- 簡易型DC制度は、設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時に必要な書類等を削減して設立手続を緩和するとともに、制度運営についても負担の少ないものにするなど、中小企業向けにシンプルな制度設計として導入された。
- しかしながら、2018（平成30）年5月施行後、いまだ導入実績がない。
- 制度を導入しにくい理由として、対象となる規模が小さすぎて特に中小企業退職金共済制度とのすみ分けが不十分、対象者が第2号被保険者全員とされており役員等を対象外としたいというニーズに対応できないといった指摘がある。

社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の中間整理（抄）（令和6年3月28日）

Ⅲ 視点2. 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備

3 簡易型DC制度

- 2018年に創設された簡易型DC制度について、
 - ・ 利用実績がない背景として、従業員全員を対象にしなければいけないという条件があり、簡易である一方、加入要件に関する規制となってしまったのではないか
 - ・ 見込んだ効果がないならば制度を廃止してはどうかとの意見があった。

簡易型DC制度の概要

- 簡易型DC制度は、設立条件を一定程度パッケージ化された制度とすることで、設立時に必要な書類等を削減して設立手続を緩和するとともに、制度運営についても負担の少ない設計となっている。

簡易型DCの設立条件

項目	内容
拠出額	・ 拠出額は定額（政令）
事業主の条件	・ 従業員300人以下（法律）
制度の対象者	・ 適用対象者を第2号被保険者全員に固定 ※職種によって加入是非の判断は不可。
商品提供数	・ 運用商品数を最低2つとすることが可能（法律） ※通常のDCであれば最低3つ以上とされている。
その他	・ マッチング拠出における加入者掛金の単一の額の提示が可能（通知）

簡易型DCで簡素化される事務

【導入時に必要な書類の簡素化】

- 導入時に必要な書類は、原則、「規約案」、「厚年適用事業所確認書類」、「従業員が300人以下であることを証する書類」、「労働組合等の同意」、「労使協議の経緯」、「労働組合の現況に関する事業主証明書」に限定するよう大幅に簡素化。
※ 「運管委託契約書」・「資産管理契約書」・「運管選任理由書」・「就業規則」（原則）等の添付書類の省略を可とする。

【規約変更時の承認事項を届出事項に簡素化】

- 「事業主の運管業務」・「運管委託業務」・「運管委託契約事項」・「資産管理契約事項」・「事業主掛金の納付事項」・「加入者掛金の納付事項」を届出事項とする。

(参考) 企業型DCを設立する際に必要な提出書類

○DC導入の際、制度の規約、運営管理機関との契約、労使合意に関する資料などの書類を添付して申請を行う。

主な提出を要する書類

提出書類に係る確認事項

規約案	導入予定の年金制度の内容
確定拠出年金運営管理機関委託契約書(案)	規約上の委託業務、再委託業務の確認
資産管理契約書(案)	資産管理機関との契約
運営管理機関選任理由書	運営管理機関の業務能力等を適正に評価しているか
労働組合等の同意書	規約に係る労使合意がされているか
労働組合の現況に関する事業主の証明書又は被用者年金被保険者等の過半数を代表する者であることの事業主の証明書	同意書に係る労働者側の主体の証明
労使合意に至るまでの経緯	労使協議の検討・合意の経過
労働協約・就業規則等	加入者の一定の資格の範囲に係る職種 事業主掛金返還に係る懲戒解雇等の退職規定 等
退職金規程等の適用範囲を証する書類	加入者に一定の資格を定める場合に、退職手当制度等の適用範囲に照らして特定の者について不当に差別的でないか
移換の対象となる制度の規約、規程等	他の制度から移換する場合、その制度内容
厚生年金適用事業所であることを証明する書類	厚生年金適用事業所であることを証明
従業員説明資料	従業員に制度導入を前提に適切な説明がされているか
企業概要	業態・事業所の所在地・加入者の適用除外に係る職種の確認
概要書 →電子ファイルによる提出に変更済	当局による指導・監督の際の参考資料

本日も議論いただきたい点（中小企業による私的年金の活用促進①）

簡易型DC制度

- 簡易型DC制度は、企業年金の実施率が低下傾向にある状況下において、企業年金の普及・拡大を図る上では、中小企業が取り組みやすい制度設計が重要であることから、2018年に創設された。
- 中小企業が取り組みやすい制度設計（事務負担軽減等）として、設立条件のパッケージ化（全員加入・定額掛金等）と、設立時に必要な書類等の削減による設立手続の緩和を行った。このうち、「設立条件のパッケージ化」については、手続の負担軽減を行うための要件の簡素化が、個々の中小企業のニーズと必ずしも合致しなかった。また、「設立時に必要な書類等の削減による設立手続の緩和」については、引き続き中小企業が企業型DCを実施する際のニーズはあるものと思われる。
- このため、**簡易型DC制度で適用されていた手続の簡素化のうち、一部については通常の企業型DC制度に適用することで、通常の企業型DCについて中小事業主を含めた事業主全体が取り組みやすい設計に改善し、簡易型DC制度については通常の企業型DCに統合することについてどのように考えるか。**

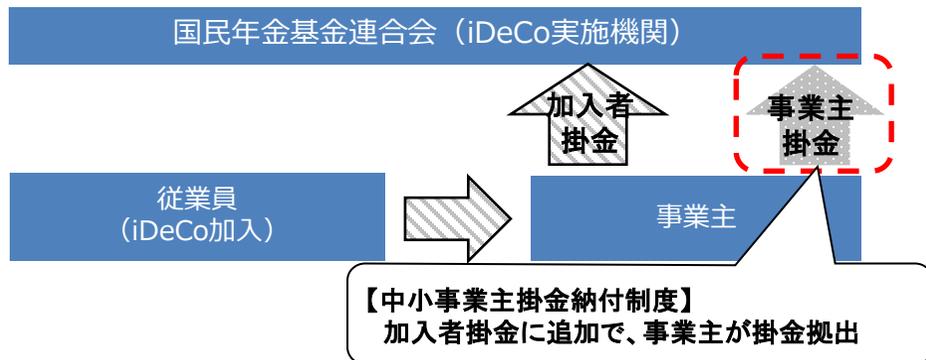
中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）



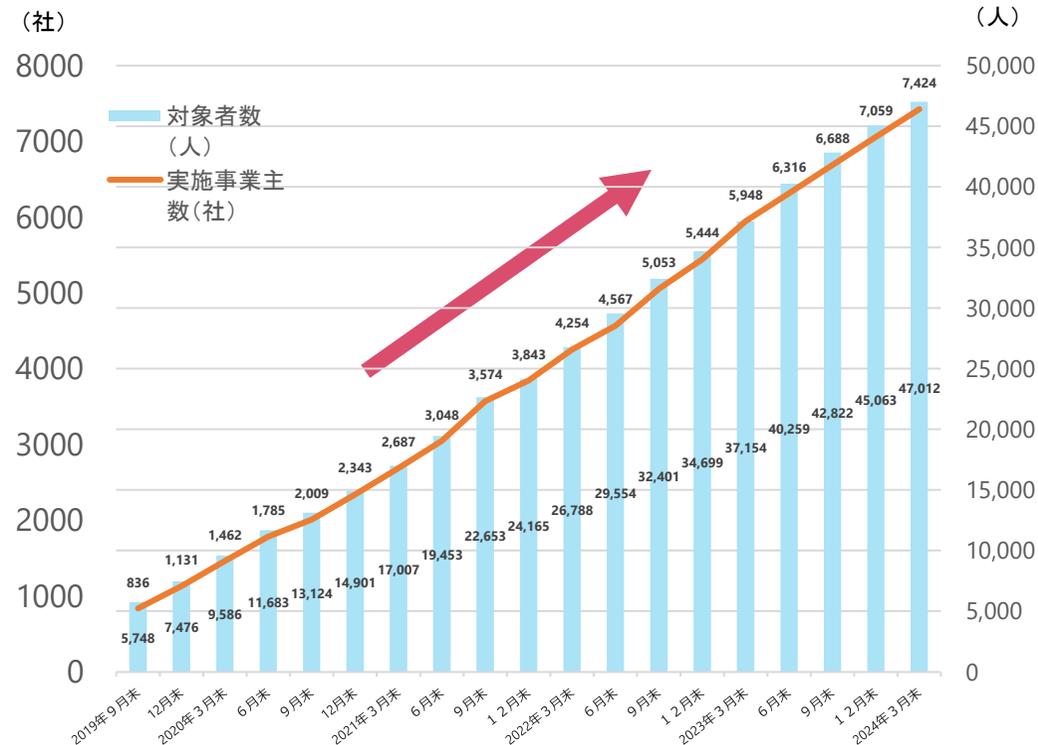
中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

- 中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）は、企業年金を実施していない従業員300人以下の事業主が、従業員の老後の所得確保に向けた支援を行うことができるよう、iDeCoに加入する従業員の掛金に追加的に拠出するものである。
- 従業員の掛金と事業主掛金の合計がiDeCoの拠出限度額の範囲内（年額27.6万円・月額2.3万円）とすることが必要である。

項目	内容
事業主の条件	・ 企業型確定拠出年金、確定給付企業年金及び厚生年金基金を実施していない事業主であって、従業員300人以下の事業主
労使合意	・ 中小事業主掛金を拠出する場合に労働組合等の同意が必要
拠出の対象者	・ iDeCoに加入している従業員のうち、中小事業主掛金を拠出されることに同意した者 ※ただし、iDeCoに加入している者のうち一定の資格を定めることも可能
拠出額	・ 定額 ※資格に応じて額を階層化することは可能 ※「資格」は、拠出対象者の一定の資格（職種、勤続期間）のほか、労働協約又は就業規則その他これらに準ずるものにおける給与及び退職金等の労働条件が異なるなど合理的な理由がある場合において区分する資格に限る



<iDeCoプラスの実施状況>



（出所）国民年金基金連合会調べ

(参考)年金改正法の附則の検討規定(第3~5項は衆議院における修正により追加)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後速やかに、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案し、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を一層強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十二号) **第六条第二項各号に掲げる事項及び公的年金制度の所得再分配機能の強化**その他必要な事項(次項及び第四項に定める事項を除く。) **について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(参考1)**

2 政府は、この法律の公布の日以後初めて作成される国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し、厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通し等を踏まえ、**厚生年金保険及び健康保険の適用範囲について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

3 **前二項の検討は、これまでの国民年金法第四条の三第一項に規定する財政の現況及び見通し及び厚生年金保険法第二条の四第一項に規定する財政の現況及び見通しにおいて、国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通しが厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通しと比較して長期化し、国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率に占める同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るものが減少していることが示されていることを踏まえて行うものとする。(参考2)**

4 政府は、国民年金の第一号被保険者に占める雇用者の割合の増加の状況、雇用によらない働き方をする者の就労及び育児の実態等を踏まえ、国民年金の第一号被保険者の育児期間に係る保険料負担に対する配慮の必要性並びに当該育児期間について措置を講ずることとした場合におけるその内容及び財源確保の在り方等について検討を行うものとする。

5 政府は、国民が高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を行うに当たって、これに対する支援を公平に受けられるようにする等その充実を図る観点から、**個人型確定拠出年金及び国民年金基金の加入の要件、個人型確定拠出年金に係る拠出限度額及び中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について、税制上の措置を含め全般的な検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。**

6 政府は、前条第八号に掲げる規定の施行後五年を目途として、当該規定による改正後の確定拠出年金法の施行の状況等を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(参考1) 2013年プログラム法(持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成25年法律第112号))

第六条 (略)

2 政府は、公的年金制度を長期的に持続可能な制度とする取組を更に進め、社会経済情勢の変化に対応した保障機能を強化し、並びに世代間及び世代内の公平性を確保する観点から、公的年金制度及びこれに関連する制度について、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

一 国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の調整率に基づく年金の額の改定の仕組みの在り方

二 短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲の拡大

三 高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方

四 高所得者の年金給付の在り方及び公的年金等控除を含めた年金課税の在り方の見直し

(参考2) 第二条第3項における用語

○国民年金法第十六条の二第一項に規定する調整期間の見通し

→国民年金(基礎年金部分)のマクロ経済スライド調整期間の見通し

○厚生年金保険法第三十四条第一項に規定する調整期間の見通し

→厚生年金保険(報酬比例部分)のマクロ経済スライド調整期間の見通し

○国民年金法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第百四号)附則第二条第一項第一号に掲げる額と同項第二号に掲げる額とを合算して得た額の同項第三号に掲げる額に対する比率

→モデル年金の所得代替率

○同項第一号に掲げる額に相当する部分に係るもの

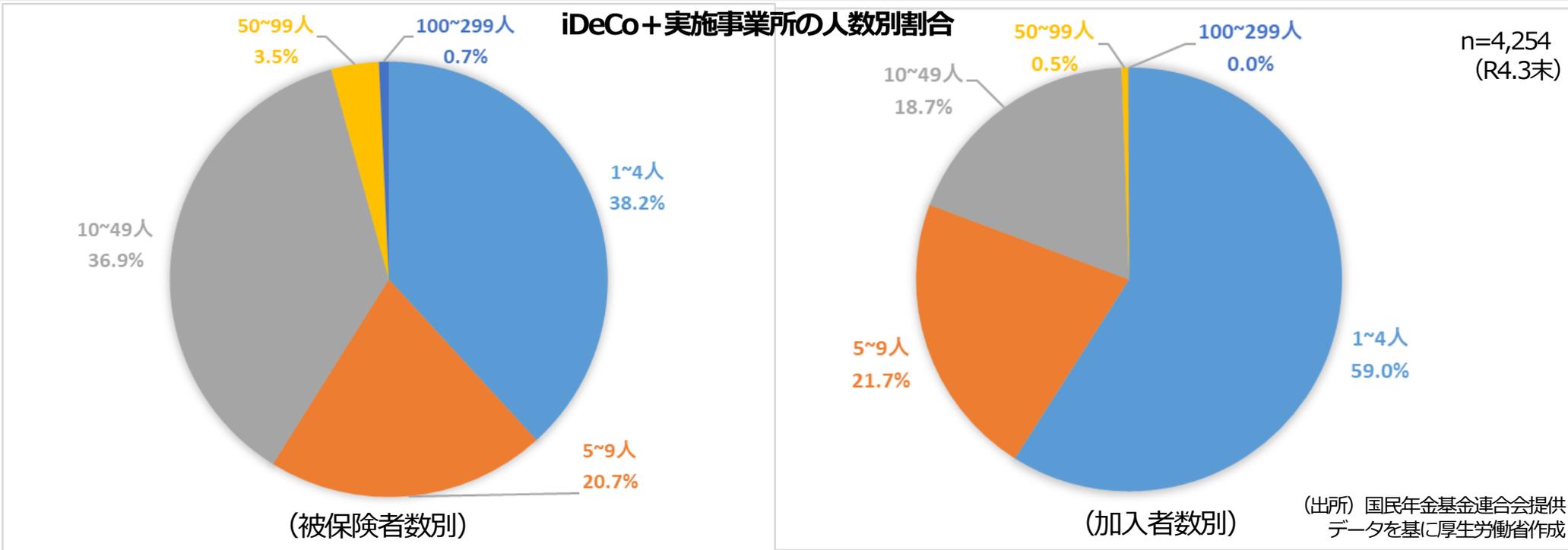
→基礎年金部分の所得代替率

2. 中小事業主掛金納付制度（iDeCo+）

- 年金制度の機能強化を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）附則の検討規定において、中小事業主掛金を拠出できる中小事業主の範囲等について検討を加えることとされている。
- iDeCo+の掛金拠出について、企業年金とiDeCoを併用している個人との公平性の観点から、iDeCoの限度額に加え事業主が拠出する枠を別にプラスで設けることにより、企業年金と同額まで拠出できるような仕組みとすべきという意見があった。
- 現状のiDeCo+の従業員300人以下という要件については、
 - ・ 導入企業の成長や適用拡大等により、従業員300人を超えるとiDeCo+が実施できなくなるため、人数制限を外すことができないかという意見があった一方で、
 - ・ それなりに規模が大きくなった企業は、事業主において従業員の処遇に責任を持つべき、
 - ・ 目指すべきはDBや企業型DCの導入であり、労使の意向を阻害しないという観点や、現行要件の対象事業数だけでも総事業所数の99.4%がカバーされていることを踏まえれば、対象範囲の拡大は慎重に検討すべき
 - ・ 規模の小さい会社でもiDeCo+の実施率が非常に低く、まずは現行の範囲においてもっと普及を推進すべき
 - ・ 給付水準が総合型DBでは十分ではないことも考えられるため、DBを実施していてもiDeCo+を実施できるようにしてはどうか。といった意見があった。
- また、iDeCo+は、運営管理機関の手数料収入が企業型DCと比べて小さく、運営管理機関によるiDeCo+の積極的な導入促進が行われにくいため、普及推進のためには中立的な立場で相談できる場を用意することが重要であるとの意見があった。

中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）実施事業所の状況

iDeCo+実施事業所 1 か所あたりの加入者は平均6人程度。また、実施事業所のおよそ6割が加入者4人以下。



制度改正（対象事業主の拡大）前後における一事業主あたりの対象者数の比較

	施行前 (R1.10-R2.9)	施行後 (R2.10-R3.9)	参考 (R4.7-R5.6)
A) 事業所数 (平均増)	97.8社/月	130.4社/月	145.8社/月
B) 加入者数 (平均増)	614.7人/月	794.1人/月	892.1人/月
C) B/A	6.3人/社	6.1人/社	6.1人/社

参考) 被保険者数100人以上
の実施事業所数 (R4.8時点)

—

45社

中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）の対象範囲

○ 「中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）」制度を実施可能な事業所は、**現行要件（300人以下）でも既に事業所数ベースで99.4%、厚生年金被保険者ベースで55.4%の対象者をカバー**している。

(2022(令和4)年9月1日時点の規模別の厚生年金保険適用事業所数・被保険者数)

	総 数	現行要件範囲				
		～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人以上
事業所数 (%)	2,641,823 か所 (100%)	2,588,034 か所 (98.0%)	37,648か所 (1.4%)	7,296か所 (0.3%)	5,038か所 (0.2%)	3,807か所 (0.1%)
【参考】 iDeCo+ 実施事業所数	4,905か所	4,860か所	45か所	—	—	—
被保険者数 (%)	41,214,368人 (100%)	16,623,617人 (40.3%)	6,227,068人 (15.1%)	2,781,251人 (6.7%)	3,490,516人 (8.5%)	12,091,916人 (29.3%)

DBとiDeCoプラスの併用

- DBを実施している中小企業においてiDeCoプラスを実施することのニーズについては、昨年部会のヒアリングや部会の議論において提言された。金融機関へのヒアリングにおいても同様のニーズがあった。

第25回社会保障審議会企業年金・個人年金部会 ヒアリング等における主な意見（抄）

3.（視点2） 私的年金制度の普及・促進 ②

【iDeCo+の導入推進策】

- DBの実施企業はiDeCo+に加入できないところ、DB実施企業においてiDeCo+が実施可能となるよう条件を見直ししてはどうか。（信託協会）

地方銀行へのヒアリング内容

- iDeCoプラスは、社長が従業員のために福利厚生を充実させたいという気持ちが強い事業所において導入されている。iDeCoプラスを導入しなかった事業所の主な理由として、「従業員のニーズなし」、「福利厚生制度導入意向なし」、「他企業年金制度を導入済」があげられる。
- 「他企業年金制度を導入済」と回答した事業所は、総合型DBを実施していることが多い。特に製造業などの事業所では、産業別の総合型DBに加入している先が一定数存在する。こうした総合型DBの他制度掛金相当額は数千円程度であり、iDeCoプラスは個人が運用できる点でDBと性質が異なるところ、iDeCoプラスもあわせて実施することで福利厚生制度を拡充したいというニーズがあると感じている。

iDeCo+の相談窓口の整備・周知

- 中小事業主が、iDeCoプラスの導入手続きにおいて、適切な助言を得られるよう、日本商工会議所及び全国社会保険労務士会連合会の協力を得て、DCプランナーかつ社会保険労務士の方のうち、国民年金基金連合会の研修を受けた方を「iDeCoプラス相談員」として選任
- iDeCo公式サイトに相談員名簿を掲載予定（令和6年8月から試行）



iDeCo+の手続簡素化

- iDeCoプラスの開始届等について、様式改訂を実施し、事業主負担を軽減予定

iDeCo+に関するオンラインセミナーの開催

- iDeCoプラスの制度を周知するため、中小事業主及びその福利厚生担当者等を主な対象とする「iDeCo+オンラインセミナー」を継続して開催予定



中小の企業年金が活用できると考えられる企業年金連合会の事業①

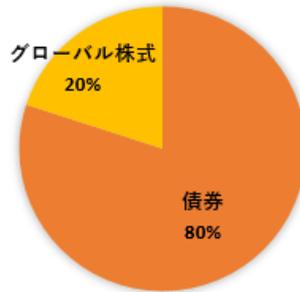
中小の企業年金も含めて全ての企業年金が利用できる事業

●共同運用事業

DB及び厚生年金基金の年金資産を、企業年金連合会の年金資産とまとめて資産規模を大きくすることにより、効率的な資産運用を可能とする共同運用事業を実施。

運用の基本方針

- 政策アセットミックス
債券80%:グローバル株式20%
(許容範囲±5%)
- 長期期待リターンとリスク
リターン:2.6%、リスク:4.7%
- 投資対象
国内外の債券と国内外の株式が主な投資対象
(債券の代替運用として、ヘッジファンド、インフラストラクチャー、不動産、安定的インカム投資も投資対象)



パフォーマンス実績(2024年3月末)

3.69%(リスク:3.89%)
※事業開始以来年率、2016/10~2024/3

●調査研究

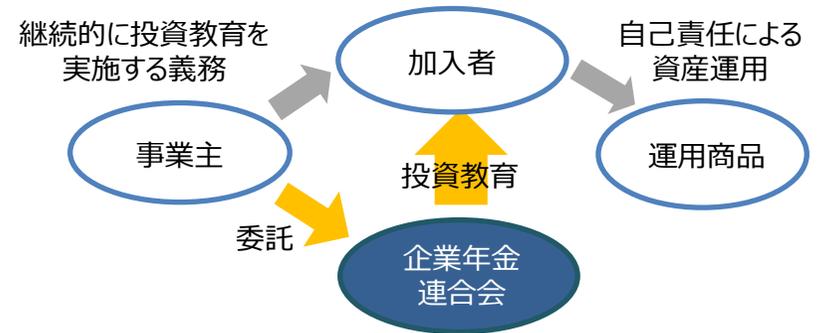
企業年金の資産運用及び財政・事業運営等の調査結果の概要を提供。

●会員支援サービスのトライアル利用

企業年金の管理・運営に役立つサービス(相談・コンサルタント事業、研修事業(※)など)を1年間無料でお試しいただけるトライアル利用を実施。
(※)一部受講できない研修があります。

●投資教育事業

投資教育の実施が難しい中小企業等の事業主を主な対象として、企業型DCの実施事業主からの委託(契約)を受け、企業型DC加入者等に対する投資教育を実施。



	eラーニング	ライブ配信セミナー	講師派遣
年代別コンテンツ	○	○	○
テーマ別コンテンツ	○	-	-
料金(税込)	(年間) 1社ごとに3,000円	無料	40,000円/回 (会員は32,000円/回) 別途、交通費等

●情報提供等

- ・地方公共団体情報システム機構(J-LIS)の情報(マイナンバー等)や日本年金機構の情報を企業年金に提供。
- ・企業年金と企業年金連合会間の移受換に係る手続きや情報提供等を、クラウド等のインターネットを介してやり取りができる仕組みを運営。

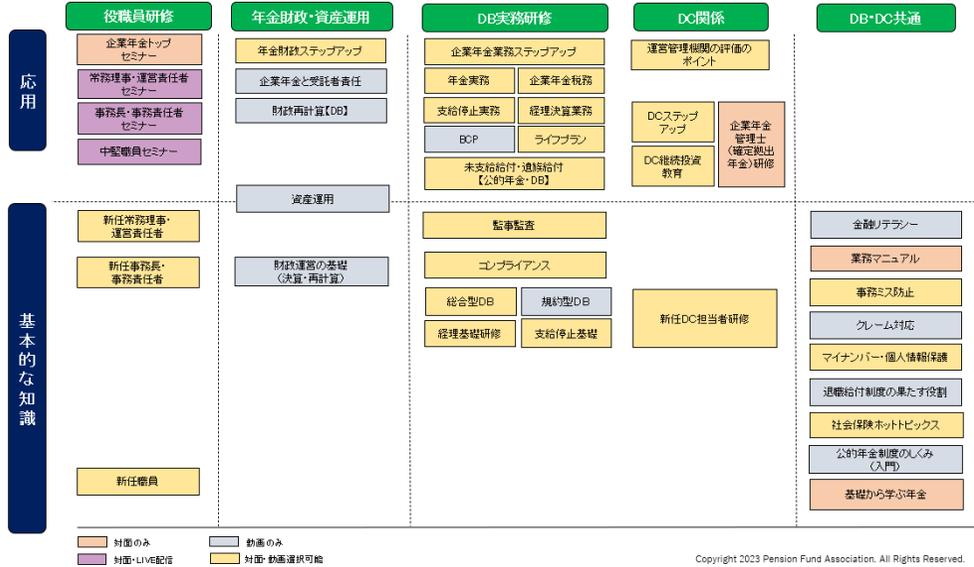
中小の企業年金が活用できると考えられる企業年金連合会の事業②

企業年金連合会の会員が利用できる事業

●研修事業

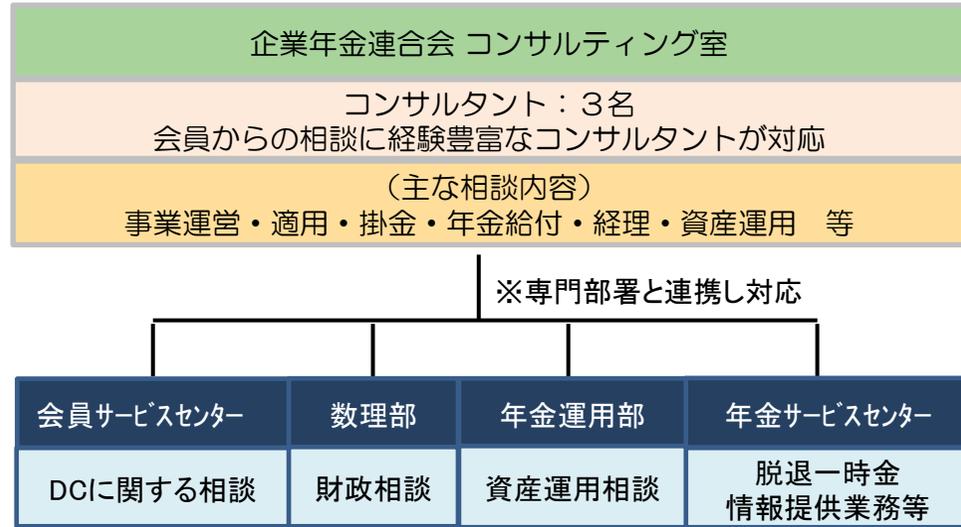
企業年金の制度運営やガバナンスを担う人材を育成するための研修を体系的に実施。

<企業年金連合会 研修体系図>



●相談、コンサルタント事業

専任のコンサルタントが、企業年金の制度運営、年金財政、資産運用等に関する相談に対応。
また、法律改正や制度改正など制度運営について重要な変更があったときは、必要に応じて説明会を開催。



●政策提言、調査研究、最新情報提供

- ・政策委員会における検討等を踏まえ、行政に対して政策提言を実施。
- ・企業年金の資産運用及び財政・事業運営等の調査結果を提供。
- ・企業年金の最新情報などをメールマガジン、月刊誌、セミナー等により会員の企業年金に提供。

●ホームページの開設・運営サービス

企業年金の加入者等に対する情報開示を支援するため、ホームページの開設・運営サービスを実施。

本日も議論いただきたい点（中小企業による私的年金の活用促進②）

中小事業主掛金納付制度（iDeCoプラス）

1. 実施要件について

- 中小企業における企業年金の実施率の向上を目指し、iDeCoプラスの実施要件については、制度実施可能な従業員規模を100人以下から300人以下に拡大したところ（令和2年10月1日施行）。
- iDeCoプラスを実施できる中小事業主の範囲について、以下の点についてどのように考えるか。
 - 制度の創設趣旨（＝企業年金の実施が困難な中小企業がiDeCoに加入する従業員の掛金に追加で事業主掛金を拠出することができる）や、現行の要件は全厚生年金保険適用事業所の99%をカバーしていることを踏まえ、まずは普及促進や加入者数の増加を優先し、従業員300人以下という規模要件については緩和しないことについてどのように考えるか。
 - 企業年金を実施していないという要件については、制度上DBとDCとの併用は可能であり、中小事業主はそれらを組み合わせて退職給付制度を整備している現状を踏まえ、中小企業の選択肢の拡大のため、DBを実施する中小事業主がiDeCoプラスを実施できるよう、DBとの併用を認めることについてどのように考えるか。

2. 普及促進

- iDeCoプラスの更なる普及促進に向けた方策について、どのように考えるか。

いわゆる「総合型DC」について



中小企業におけるDCの取組状況

○ 中小企業においては、いわゆる「総合型DC」の利用が増加していると考えられる。

		実施要件	負担軽減の概要	実績	1事業所あたりの平均加入者数
確定拠出年金	簡易型 確定拠出年金	<ul style="list-style-type: none"> 加入者となる者が300人以下 すべての厚生年金被保険者を加入者とする 	<ul style="list-style-type: none"> 掛金額は定額 提供商品数は2本以上 加入者掛金の額は選択肢が1つでも可能 添付書類等の簡素化 	なし	—
	中小事業主 掛金納付制度	<ul style="list-style-type: none"> 企業年金（企業型確定拠出年金、確定給付企業年金、厚生年金基金）を実施しておらず、使用する厚生年金被保険者が300人以下の中小事業主 	従業員の老後の所得確保に向けた支援をiDeCoを活用して実施	約7,400事業所 (約47,000人) (R6.3末時点)	約6人 (被保険者数ベースでは約13人)
	いわゆる「総合型DC」	—	—	【推測値※】 約160規約 約27,000事業所 (約890,000人)	【推測値※】 約30人

※ いわゆる「総合型DC」の定義が定まっていない中で、2023年（令和5年）中に事業年度末が到来し、提出された「企業型年金に係る業務報告書」等を基に、1規約あたりの実施事業所数が100事業所以上であるものや「総合型」等の規約名称等を元に厚労省が調べたものであり、推測値である。

（参考）その他の退職給付制度の取組状況

総合型DB 実施事業所：約3.1万事業所、加入者数：約164万人（令和2年度末）

中小企業退職金共済制度 実施事業所：約55.5万事業所 加入被共済者数：約575.5万人（令和4年度末）

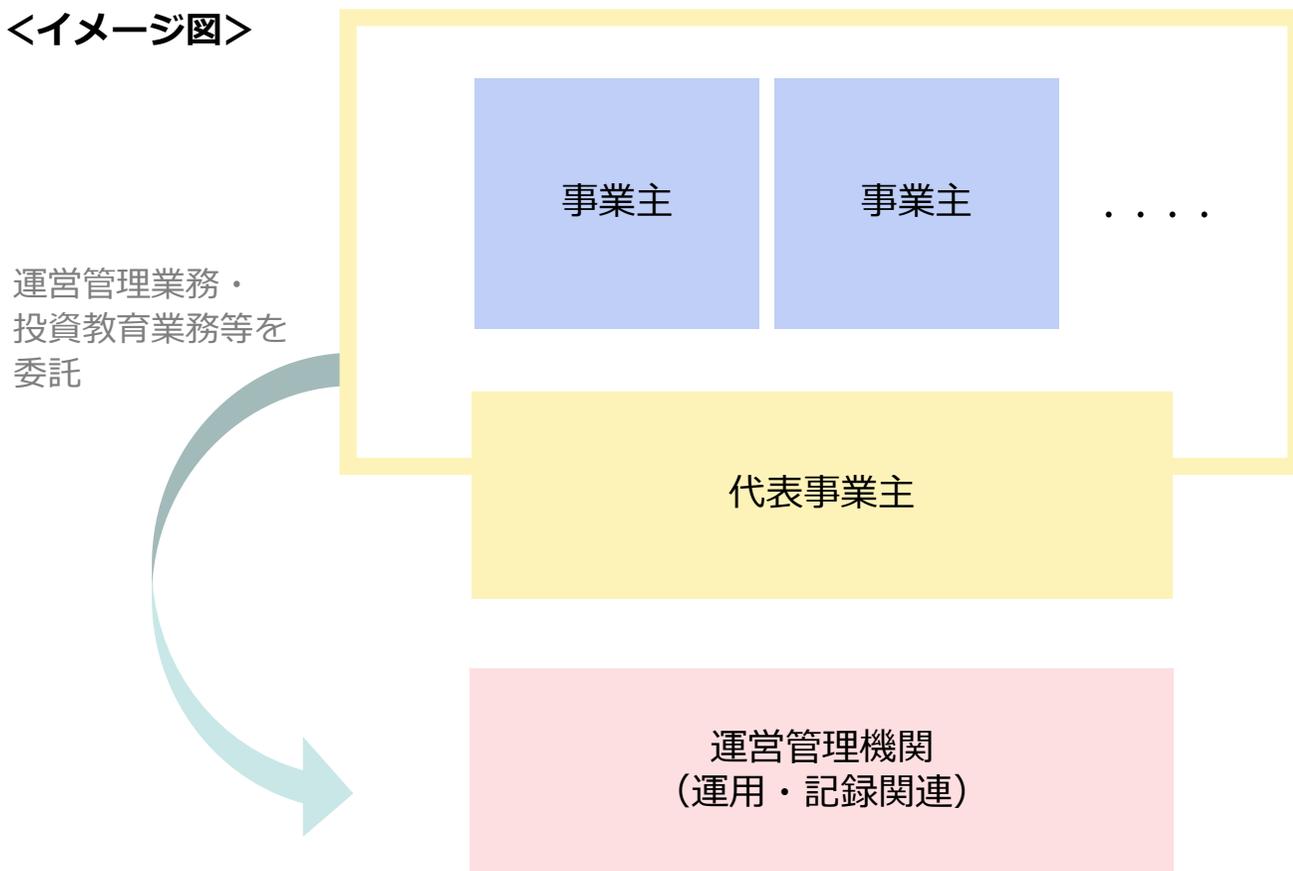
（参考）2022（令和4）年9月1日時点の規模別の厚生年金保険適用事業所数・被保険者数

	総数	～99人	100～299人	300～499人	500～999人	1000人以上
事業所数 (%)	2,641,823か所 (100%)	2,588,034か所 (98.0%)	37,648か所 (1.4%)	7,296か所 (0.3%)	5,038か所 (0.2%)	3,807か所 (0.1%)
被保険者数 (%)	41,214,368人 (100%)	16,623,617人 (40.3%)	6,227,068人 (15.1%)	2,781,251人 (6.7%)	3,490,516人 (8.5%)	12,091,916人 (29.3%)

いわゆる「総合型DC」

- 企業型DCは制度上「総合型DC」は設けられていないが、二以上の事業主が一の企業型年金を実施している場合、代表事業主が規約の承認・変更申請等を行う（DC則第3条、第6条）ところ、代表事業主が「総合型DC」と称して、加入事業主を広く募っている例が存在。このうち、代表事業主が運営管理機関の関連会社である例も存在する。

<イメージ図>

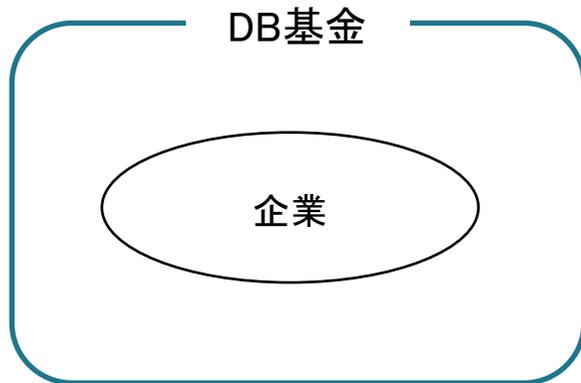


総合型確定給付企業年金（総合型DB）とは

- 2以上の厚生年金適用事業所の事業主が共同で実施する確定給付企業年金で、当該基金の実施事業所の事業主間に業務、資本金等について密接な関係等を有しないものを、総合型確定給付企業年金（総合型DB）と呼ぶ。
- 総合型厚生年金基金では、同業種で基金を設立する形態が通常であったが、総合型DBにおいては、業種を問わず、広く事業主を募って基金の規模を拡大している事例も見受けられる。

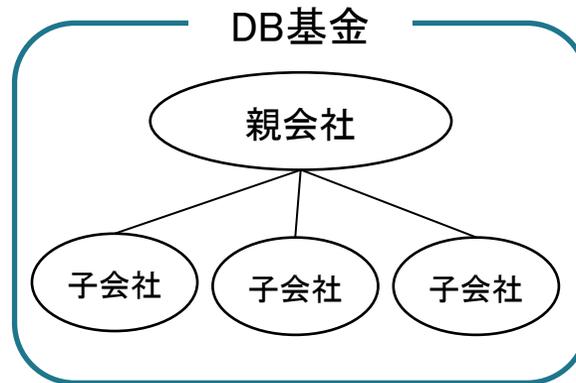
<基金の設立形態>

① 単独設立



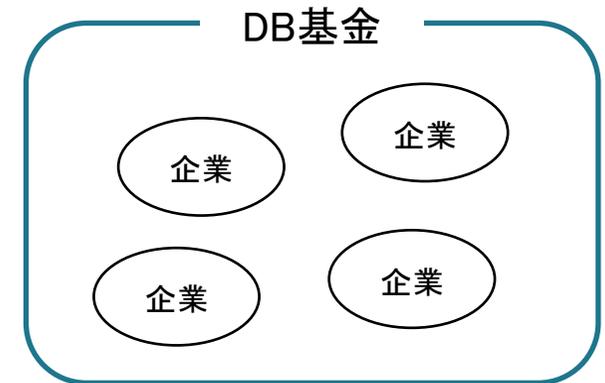
1つの企業が単独で設立するもの

② 連合設立



企業グループなど、企業相互間に有機的連携性がある場合に、共同で設立するもの

③ 総合設立



企業相互間の人的関係が緊密でないもの（※近年、実施事業主を広く募集して規模を拡大する事例が増加）

本日まで議論いただきたい点（いわゆる「総合型DC」について）

いわゆる「総合型DC」

- 中小企業における企業型DCの実態の現状として、いわゆる「総合型DC」の活用が広がっている。
- 中小企業におけるいわゆる「総合型DC」の現状を踏まえ、制度として対応すべきことはあるか。

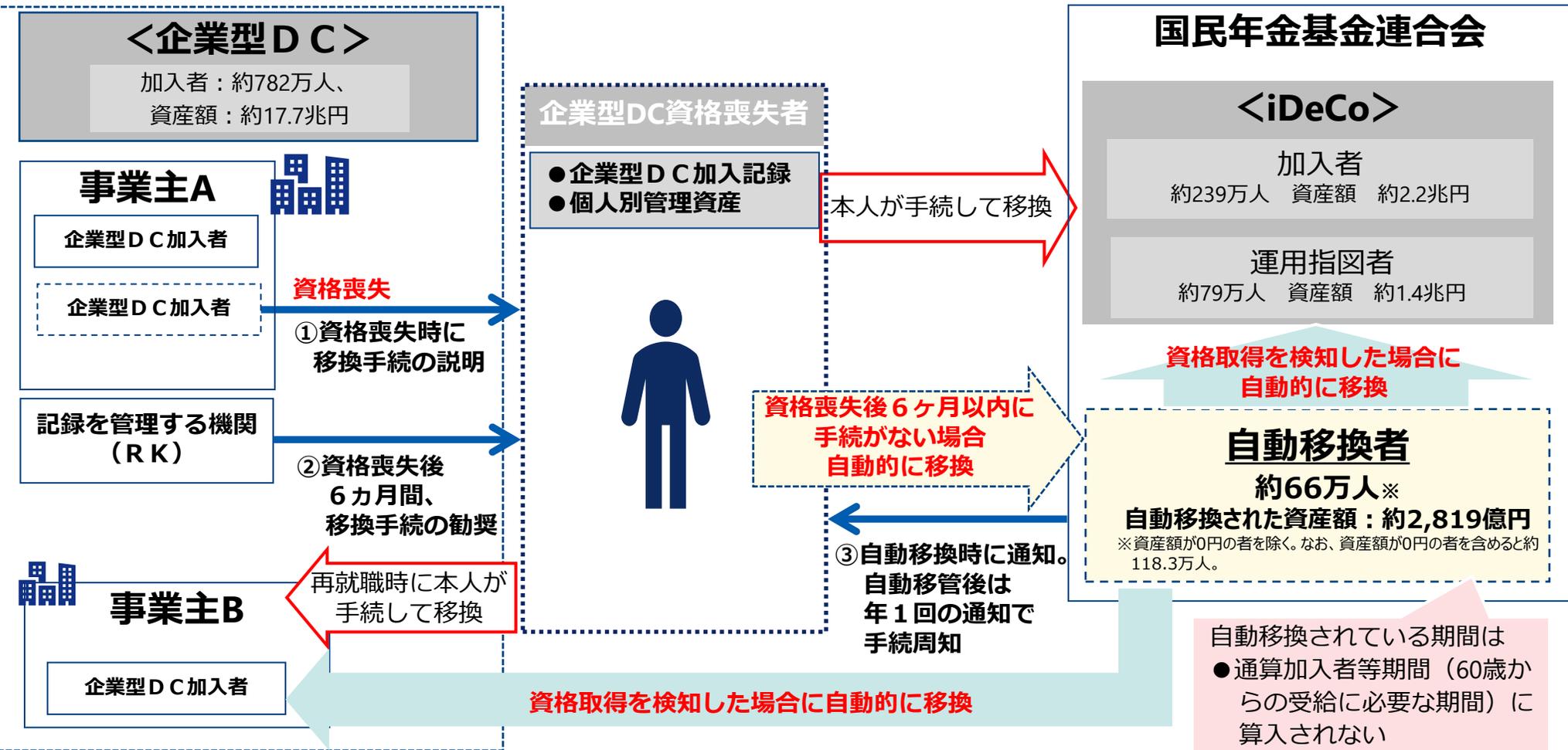
例：

- ・ いわゆる「総合型DC」の法令での位置づけ
- ・ 「見える化」等を通じて加入者のための適切な商品選択を進めるための方策
- ・ さらなる実態把握を進めるための追加報告

確定拠出年金（DC）の自動移換

現状のDCにおける自動移換の仕組み（概要）

確定拠出年金（DC）制度は、「個人又は事業主が拠出した資金を個人が自己の責任において運用の指図を行い」
「国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援」するものであり、本人の関与が制度の基礎。



自動移換されている期間は

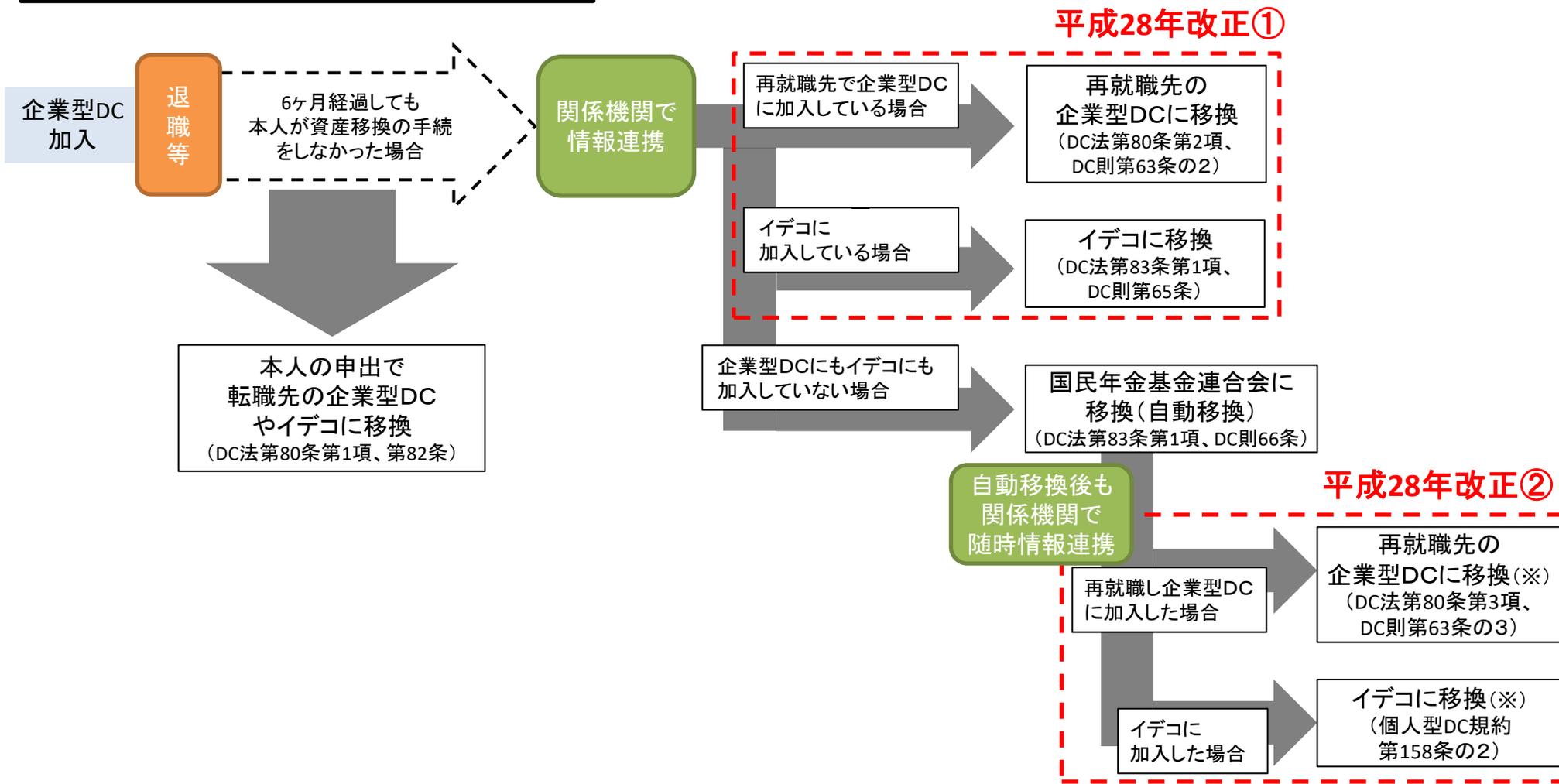
- 通算加入者等期間（60歳からの受給に必要な期間）に算入されない
- 運用されず、手数料のみ引かれる（*）

※数値は令和4年3月末時点（企業型は速報値）

* 自動移換時に手数料4,348円、資産移管後に52円/月の手数料が発生（iDeCo加入時も移換手数料2,829円、管理手数料55～66円/月が必要）

現状のDCにおける自動移換の仕組み（法令上の整理）

企業型DC加入資格喪失後の流れ



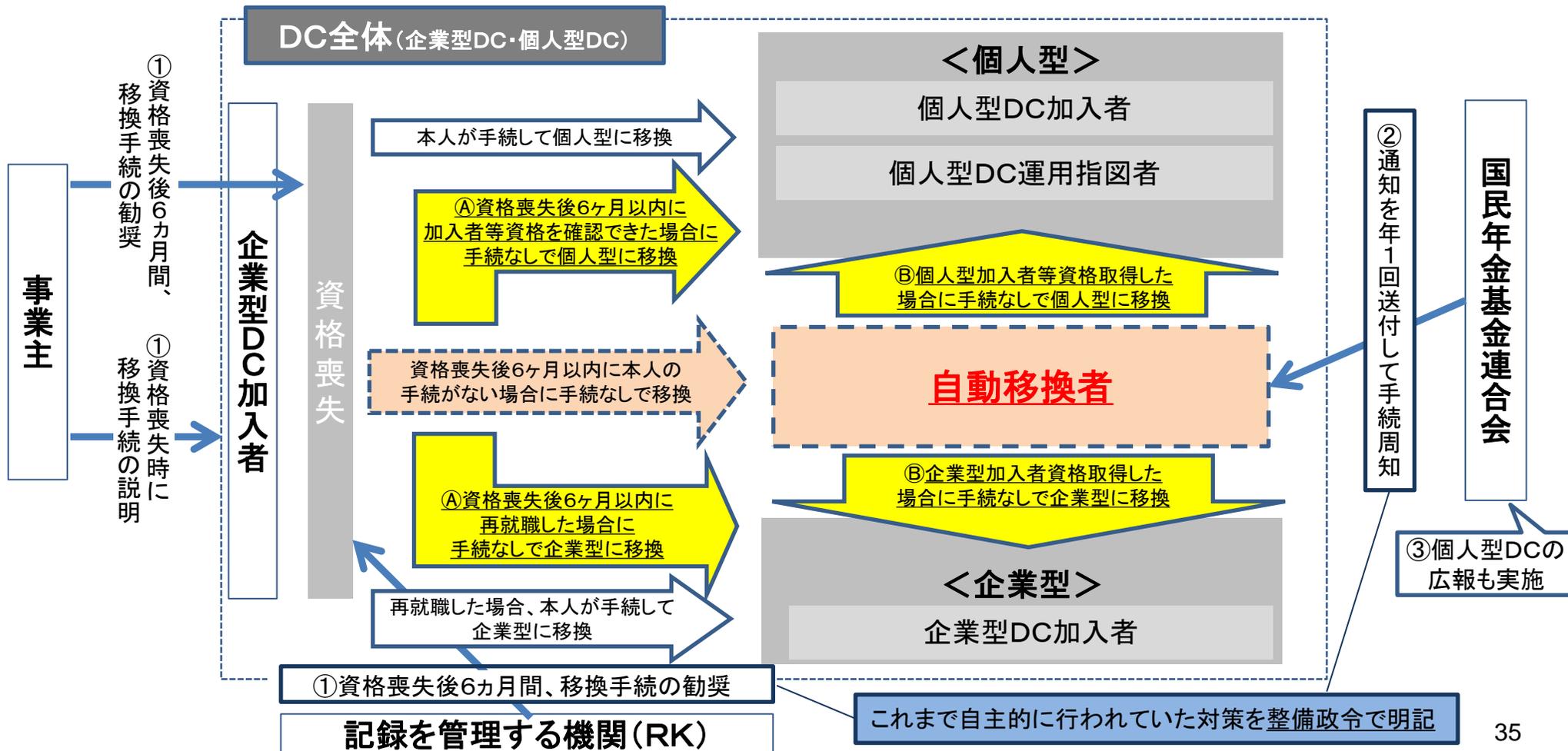
(※)自動移換後の移換に関する根拠規定については、本人申出なく再就職先の企業型DCやイデコに移換する場合の規定。

確定拠出年金（DC）における自動移換への取組①

- 企業型DCの加入者は、退職により加入者資格を喪失後6ヵ月以内に、本人の責任で年金資産の移換等の手続をすべきところ、その手続をしなかった場合に、その資産が国民年金基金連合会（連合会）に自動的に移換（自動移換）され、運用されないまま手数料のみ引かれることとなっている。
- DCは、加入者本人の責任で運用を行う制度であり、企業を退職して企業型DCの加入者資格を喪失した際には、加入者本人が、個人型DCに加入する等の資産移換手続をとっていただく必要がある。
 - ※ コストや事務負担を考慮し、実際に移換手続をとるかどうかは本人の判断。また、自動移換された年金資産を管理している連合会では、資産の保全を行うとともに、本人からの移換申出や請求があれば対応している。
- 加入者本人が移換手続を行うよう、厚生労働省・事業主・記録を管理する機関・連合会では、以下の対策を実施。
 - ① 厚生労働省では、事業主及び記録を管理する機関（RK）に対して、退職者に対する移換手続の説明・勧奨を行うよう、指導。
 - ② 連合会では、自動移換者に対して通知を年1回送付して手続周知（住所不明者分は日本年金機構に住所を照会して分かる範囲で把握）。
 - ③ 連合会では、平成29年1月から個人型DC加入範囲が拡大されたことから、より多くの退職者が個人型DCに加入可能になる旨を周知。
- 以上の対策に加え、厚生労働省では、平成28（2016）年のDC改正法により整備されたDC間ポータビリティの規定に則り、以下の対策を実施（平成30（2018）年5月施行）。
 - ① 企業型DCの加入者が転職して他の企業型DCの加入者になった、又は個人型DCの加入者等になったにもかかわらず、転職前の企業型DCの年金資産を転職後の企業型DC又は個人型DCに移換する手続をしないまま6ヵ月経過した場合には、本人の申出がなくとも、転職前の企業型DCの年金資産を転職後の企業型DC又は個人型DCに移換。
 - ② 自動移換者が企業型DC又は個人型DCの加入者等になった場合には、本人の申出がなくとも、自動移換された年金資産を企業型DC又は個人型DCに移換。
- また、DC改正法の公布2年内施行分において、これまで自主的に行われていた対策のうち、①RKによる移換手続勧奨や②連合会による年1回周知の内容を政令に明記。

確定拠出年金（DC）における自動移換への取組②

- (1) これまで自主的に行われていた対策のうち、①RKによる移換手続勧奨や②連合会による年1回周知をDC改正法の平成30年5月施行分の整備政令に明記。
- (2) DC改正法（平成30年5月施行分）により整備されたDC間ポータビリティの規定に則り、④転職前の企業型の年金資産や、⑤自動移換された年金資産を、転職後の企業型DCや個人型DCに移換する対策を新規に実施。



確定拠出年金（DC）の自動移換者の現状

- 自動移換者に対しては、企業型・個人型への連合会からの移換戻しを行う仕組みを適切に活用している。

自動移換者等の状況

（令和5年3月31日現在）

令和4年度末時点での人数		
自動移換者（管理資産額）	661,528 人	（2,818 億 9,700 万円）
※資産額 0 円を含む自動移換者	1,183,061 人	
令和4年度における年間件数		
① 新規自動移換者（資産額）	150,227 人	（565 億 8,200 万円）
② 企業型・個人型移換戻し件数（資産額）	48,236 人	（314 億 2,600 万円）
③ 死亡一時金件数（金額）	641 件	（7 億 6,700 万円）
④ 脱退一時金件数（金額）	1,331 件	（3 億 2,300 万円）
⑤ 70 歳裁定件数（金額）	74 件	（3,800 万円）
⑥ 自動移換者増加（資産額）	99,945 人	（231 億 4,500 万円）

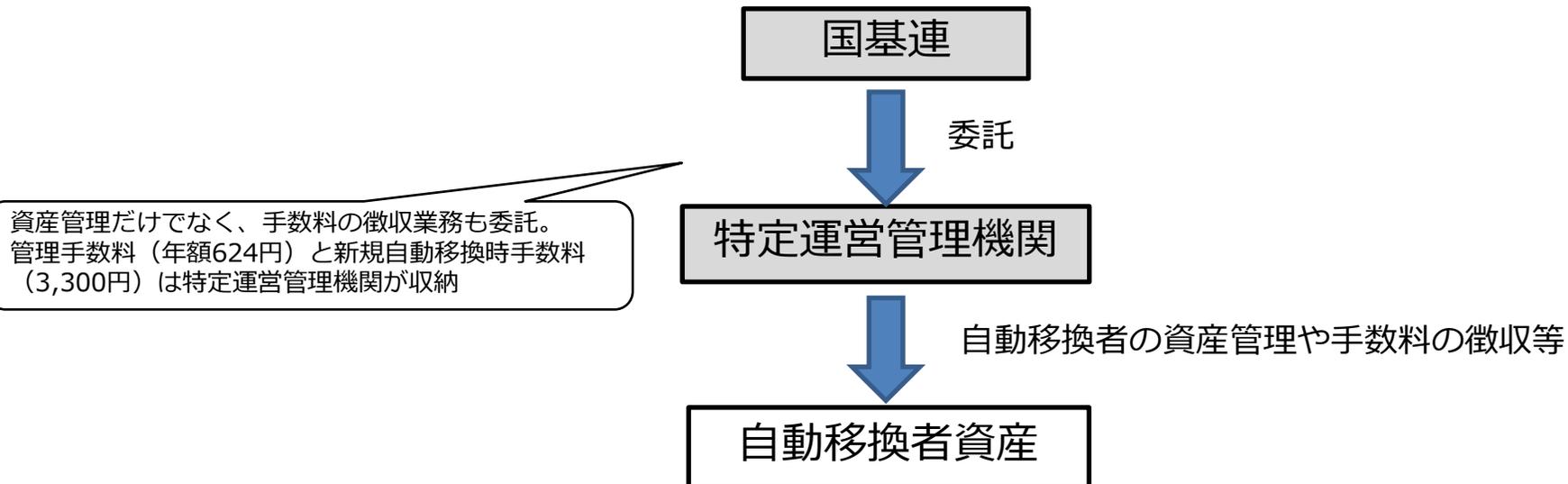
確定拠出年金（DC）の自動移換に関する手数料について

- DCの自動移換者に係る手数料については、新規自動移換時に徴収する手数料及び定期的に徴収する管理手数料があり、国民年金基金連合会が特定運営管理機関を通じて徴収している。

<自動移換者に係る手数料>

手数料名称	金額	収納主体	手数料の用途
管理手数料（月額）	52円（月次） ※年額換算624円	特定運営管理機関	自動移換者原簿管理、手続勸奨文書送付等
新規自動移換時手数料	3,300円（回）	特定運営管理機関	自動移換者データの受入、移換通知書送付、入金管理等
	1,048円（回）	国民年金基金連合会	個人別管理資産の移受換、記録管理、手数料徴収等
企業型又は個人型への移換に係る手数料	1,100円（回）	特定運営管理機関	移換通知書の作成、振込指図、原簿の引継等

<自動移換者の手数料徴収事務のスキーム>



DCの脱退一時金について

- DCは老後の所得確保を目的とした制度であり、給付は障害給付及び死亡一時金を除き、原則60歳以降に支給を受けることができる。
- ただし、個人別管理資産が極めて少額である場合、掛金の拠出期間が短期間である場合、加入要件を満たさないなど一定の条件を満たす場合は、例外的な措置として脱退一時金の支給を受けることができる。

企業型DCの脱退一時金支給要件（確定拠出年金法附則2条の2）

- ・ 企業型年金加入者、企業型年金運用指図者、個人型年金加入者又は個人型年金運用指図者でないこと。
- ・ 個人別管理資産の額が政令で定める額（1.5万円）以下であること又は個人型DCの脱退一時金支給要件を満たすこと。
- ・ 最後に企業型年金加入者の資格を喪失した日から6か月以内であること。

個人型DCの脱退一時金支給要件（確定拠出年金法附則3条）

- ・ 60歳未満であること。
- ・ 企業型年金加入者でないこと。
- ・ 個人型DCに加入できないこと。（「日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと」を含む）
- ・ 障害給付金の受給権者でないこと
- ・ 通算の掛金拠出期間が政令で定める期間（5年）以下であること又は個人別管理資産の額が政令で定める額（25万円）以下であること。
- ・ 最後に企業型年金加入者又は個人型年金加入者の資格を喪失した日から2年以内であること。

令和2年制度改正による中途引き出し（脱退一時金）の改善

- 公的年金の脱退一時金の支給上限が「政令で定める額（最大5年間分）」とされたため、DCの脱退一時金についても、掛金拠出期間を「3年以下」から「政令で定める期間（5年）以下」に見直し。（令和3年4月施行）
- 外国籍人材が帰国する際に、公的年金と同様、DCの脱退一時金を受給できるよう、要件を見直し。（令和4年5月施行）
 - ・ 国民年金の任意加入被保険者のiDeCoへの加入を可能とした上で、日本国籍を有しないiDeCoに加入できない者については、通算の掛金拠出期間が短いこと等の他の要件を満たせば、中途引き出し（脱退一時金の受給）を認める
 - ・ 企業型DCの脱退一時金について、一旦iDeCoに資産を移換することなく、直接、受給できるようにするよう、手続面を改善

- 転職元の企業の事業主は従業員が企業年金の加入者資格を喪失したときに、転職先の事業主は新たに従業員が企業年金の加入者資格を取得したときに、それぞれポータビリティに関する説明義務が課せられている。

＜事業主が転職者に対して説明する内容＞

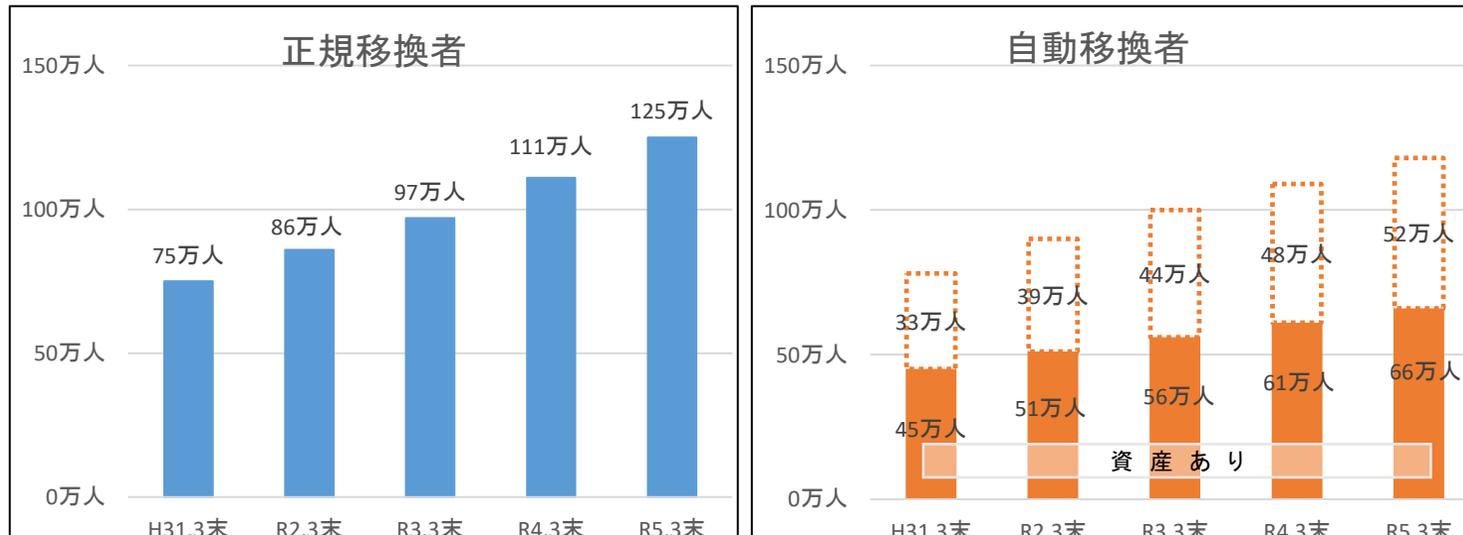
転職元(移換元)		転職先(移換先)	
確定給付企業年金	企業型確定拠出年金	確定給付企業年金	企業型確定拠出年金
① 移換の申出期限 ② 脱退一時金相当額とその算定基礎期間 ③ 中途脱退者が有する選択肢(脱退一時金の繰り下げ、転職先の企業年金制度への移換など) ④ 企業年金連合会や国民年金基金連合会の概要、手数料 など	① 資格喪失者が有する選択肢(転職先の企業年金やiDeCoへの移換ができること、資格喪失した日の属する月の翌月から6月を経過した場合の取扱いなど) ② 手数料 など	① 移換の申出期限とその手続方法 ② 給付設計の内容(加入時の年齢から退職まで加入していた場合のモデル年金額など) ③ 移換された脱退一時金相当額に基づき算入される加入者期間やその通算方法 など	① 移換の申出期限とその手続方法 ② 通算加入者等期間に算入する期間 ③ 手数料 など

【自動移換者の動向】

- ◆自動移換者のうち、移換資産額0円の者を除く自動移換者数は令和4年度末で約66万人。
- ◆資産額は令和4年度末で約2,820億円(対前年+約230億円)
- ◆資産ありの者のうち、資産額25万円以下の者は約6割。移換資産額が0円の者は約52万人。

正規移換者及び自動移換者の推移

(令和5年3月末)



移換資産額別の分布

(令和5年3月末)

移換資産額	0円	～250,000円	～500,000円	～1,000,000円	～2,000,000円	2,000,000円超	合計
正規移換者	1.1%	25.9%	15.8%	18.8%	15.5%	23.0%	100.0%
自動移換者(移換資産額0円を除く)	—	63.6%	15.7%	10.7%	5.9%	4.1%	100.0%
自動移換者(移換資産額0円を含む)	44.2%	35.5%	8.8%	6.0%	3.3%	2.3%	100.0%

※正規移換者：移換手続きに基づいて、加入者または運用指図者となった者。

※自動移換者：企業型年金加入者であった者で、転職・退職等により企業型年金加入者の資格を喪失後6か月以内に、個人別管理資産の移換手続きを行わなかった者。

なお、資産ありの者と資産なしの者に分けて表示。(点線枠は資産なしの者)

3. 個人型確定拠出年金(iDeCo)制度運営に関する課題及び要望



(6) 自動移換者への対応

現状・課題

- 企業型年金加入者の増加に伴い、自動移換者も年々増加しつづけている(令和4年度末で約66万人(移換資産額0円の者を除く))。
自動移換された資産は毎年度約200億円ずつ増加しており、当連合会が管理する自動移換者の個人別管理資産の総額は約2,820億円となっている。
- 自動移換者で資産ありの者のうち、資産25万円以下は約6割(令和3年度末)。
- これまで各種の取組を行い、一定の効果は出ているものの、自動移換者の増加には歯止めはかかっていない。

要望

- まずは、自動移換者を増やさないような対策(入口対策)が重要。
- その上で既に自動移換された者については、iDeCo加入対象範囲の拡大、申出がない者も企業型DC/iDeCoに移換する仕組みの構築、あるいは自動移換時・定期通知の送付等の各種の取組を行っている中でも引き続き増加している現状を踏まえると、実務的な対策では限界が明らかであり、制度的な対応を検討すべきではないか。
- あわせて、資産の管理についての実務的な負担も踏まえ、対応を検討すべきではないか。

3. DC制度の環境整備

(5) 自動移換

○ 転職時等の自動移換の課題については、

- ・ 自動移換者の総数が増加していることから、事業主による周知の徹底や管理手数料の引上げの対応を強化するほか、加入者の行動を分析し、投資教育や退職前の説明により加入者本人の理解を促進することも検討してはどうか
- ・ 米国を参考に、事前に企業型 DC の規約に資格喪失後に移換する iDeCo の運営管理機関を規定すること、またその際に必要となる住所情報を把握できる手段の確保も検討してはどうか

といった意見があった。

アメリカにおける退職時に手続を行わない企業型DC加入者への対応

- アメリカにおいて、企業型DCの加入者が退職時等に手続を行わない場合、
①引き続き企業型DCのプランに残す、②デフォルトIRA口座へ移換する、③現金で払い出す
の3つの対応を取ることができる。

- どの資産額の範囲において①～③のどの対応を行うかの組み合わせは、各事業主が決める。②・③を本人の同意なく行うためには資産額の上限があり、②は資産額7,000ドル以下の場合、③は資産額1,000ドル以下の場合ということが決められている。

- デフォルトIRAの移換先は、事業主が指定する。デフォルトIRAのプランは元本確保型商品である必要がある。

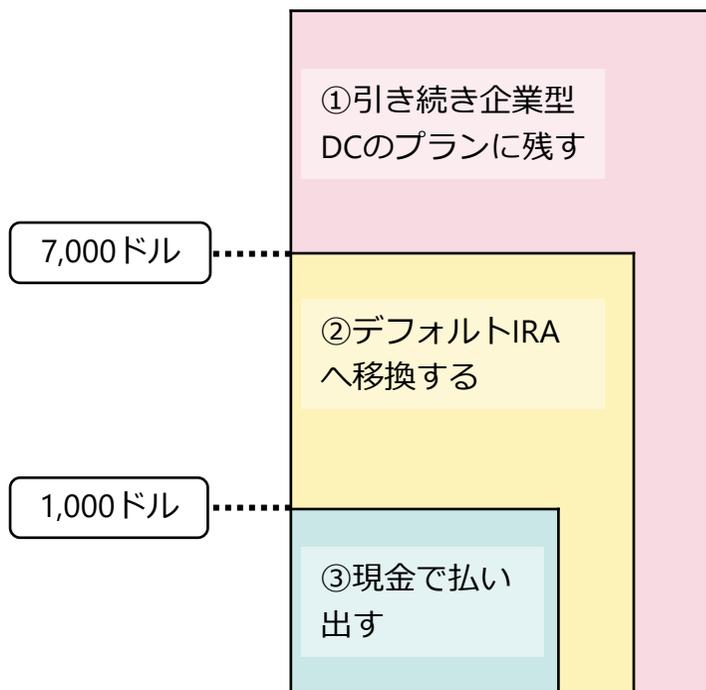
- 事業主は、従業員に対して退職の一定期間前に、移換をするかどうかの決定を求め、自身が積極的に選択しない限り、現金化またはデフォルトIRA口座への移換がなされることや、その際の税制上の不利益を含めて何が発生するかを説明するための通知を行う。

- 近年、民間企業がDC資産の移換を円滑化するためのサービスを提供しており、同社のプログラムに参加する企業型DCやRKの中から、転職先のDC口座や新たに開設されたIRA口座の開設などが発見された場合には、DC資産を移換する取り組みが行われている。

※ 米国における元本確保型商品とは、MMFや銀行預金等を指す。

(出所) 米投資信託協会、アメリカ資産運用会社等からのヒアリングを元に厚生労働省において作成

【アメリカにおける退職時に手続を行わない者への対応】



本日も議論いただきたい点（自動移換）

自動移換

- 現在の自動移換の仕組みは、手続を行わなかった退職者の資産について国基連が一元的に管理を行うという意義があるが、一方で、国民年金基金連合会に資産処分の権限はないことや、運用がされず手数料負担により資産が目減りし、将来の年金受給が十分に確保できなくなる等から、加入者の保護に欠ける結果につながるものが指摘されてきた。
- これまでも、事業主・RKへの指導や自動移換者への年1回通知に加え、他の企業型DCやiDeCoの加入者等である場合には本人の申出がなくとも年金資産を移換するための対応を行ってきた。これにより、自動移換者の中から毎年約5万件、資産額にして約300億円が企業型・個人型DCに移換戻しとなっている。
- それでもなお、自動移換者については毎年一定数の流入が続き、既存の自動移換者数と資産額が増え続けている状況にある。
- ついては、企業型DCに加入していた者が退職した際の取扱いについて、以下の点をどのように考えるか。

1. 自動移換の新規発生を抑制するための方策について

- 企業型DC加入者が退職した際に、確定拠出年金の趣旨を踏まえ、当該加入者の意思を可能なかぎり尊重しつつ、より加入者の資産の保護に資する制度の運用及び制度的対応としてどのようなことが考えられるか。

2. 既存の自動移換者の対策について

- 既に自動移換者となっており国基連が管理している者は66万人、資産額は2,819億円となっている。
- 既存の自動移換者を減らすために、どのようなことが考えられるか。